

2023年（令和5年）10月2日

静岡県弁護士会

会長 杉田直樹

懲戒処分の公表

本会は下記会員に対して、弁護士法第57条に定める懲戒処分をしたので、お知らせします。

記

1 対象弁護士の氏名，登録番号及び事務所

（氏名） 西河 修

（登録番号） 第20841号

（事務所） 静岡県静岡市葵区上足洗1-4-50-2

西河法律事務所

2 懲戒の処分の内容

除 名

3 懲戒の処分の理由の要旨

1 被懲戒者は、2015年7月、懲戒請求者から破産手続開始申立事件を受任したが、委任契約書を作成しなかった。

2 被懲戒者は、上記1のとおり、懲戒請求者から破産手続開始申立事件を受任したが、解任された2021年9月27日まで、その申立てをせず、遅滞なく処理しなかった。

なお、その結果、懲戒請求者が有した多額の売掛金債権について、債務者らから消滅時効の援用を受けた。その金額は、少なくとも合計3,474万5,946円となる。

3 被懲戒者は、上記破産手続開始申立事件を受任中、懲戒請求者から申立費用等として預かった800万円及び懲戒請求者の資産の換価回収行為によっ

て得た合計3,933万9,643円の合計4,733万9,643円を預かり、内1,856万0,446円は懲戒請求者のため支出したものの、残金2,877万9,197円を自己の事務所経費や生活費に費消し、解任されてからも返還していない。

また、被懲戒者は、上記の預り金に関し預り金記録を作成していなかった上、解任されたとき、懲戒請求者に対し、入出金の概要を記載した書面により預り金の収支について報告していない。

- 4 被懲戒者の上記1の行為は、弁護士職務基本規程第30条に、上記2の行為は同規程第35条に、上記3の行為は同規程第45条及び静岡県弁護士会預り金等の取扱いに関する会規第7条第1項、第8条に違反し、いずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

- 4 懲戒の処分が効力を生じた年月日

2023年10月2日